

# 第1次中期事業計画

(平成18年度～平成20年度)

茨城県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献します。

平成18年度から20年度までの3ヶ年間の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

## (1) 経営支援・再生支援の強化

今経営支援・再生支援への取組みのため、中小企業者が気軽に相談できるよう、金融相談員の積極的な活用により、面談の場をより多く設け、幅広い観点から個別企業の抱える問題点を抽出し、その対応策を助言・指導により今後の事業継続に向けた支援を行います。

## (2) 保証制度の多様化・柔軟化への対応

不動産担保に依存しない資金調達方法として創設された売掛債権担保融資保証制度や、無担保保証枠の拡大されたカードローン、当座貸越根保証制度、適債要件が緩和された特定社債保証制度の更なる推進を図ります。また、第三者保証人に依存しない保証についても引続き推進して参ります。

## (3) 政策保証の推進

業況の悪化している業種に属する中小企業者や自然災害によって大きな打撃を受ける中小企業者に対しましては、セーフティネット保証により積極的かつ弾力的な取組みを行い、資金調達へ向けたきめ細かな迅速な対応、親身な相談を行います。

## (4) 利便性の向上に向けた努力

中小企業者の利便性の向上を図るため、面談・現地調査を更に推し進め、中小企業者のニーズや実態の把握に努めるとともに、MSS（CRD協会の中小企業経営診断システム）を導入し、審査の効率化・迅速化を図って参ります。